

漏えい等が発生した際の個人情報保護委員会への報告について

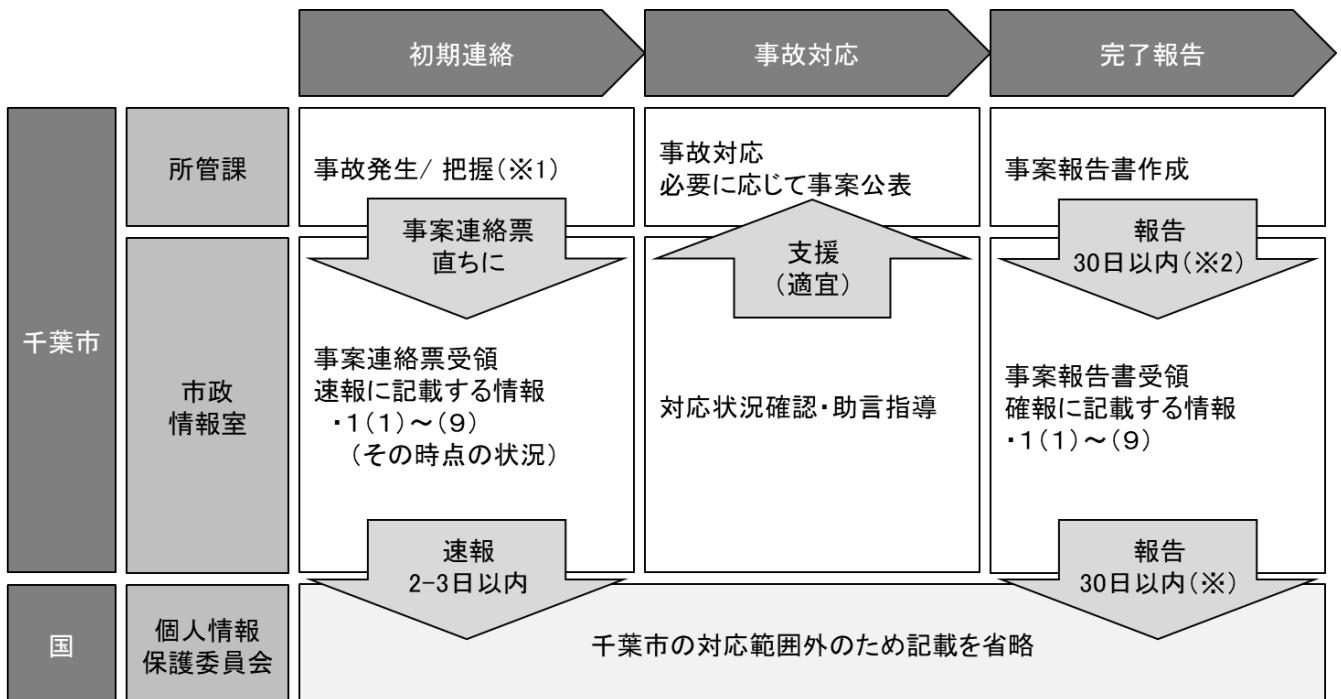
1 個人情報保護委員会に報告する事項（規則第44条第1項）

- (1) 概要
- (2) 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある保有個人情報の項目
- (3) 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある保有個人情報に係る本人の数
- (4) 原因
- (5) 二次被害又はそのおそれの有無及びその内容
- (6) 本人への対応の実施状況
- (7) 公表の実施状況
- (8) 再発防止のための措置
- (9) その他参考となる事項

2 個人情報保護委員会への報告方法

委員会ホームページ上に掲載する報告フォーム（事務対応ガイドP95）

3 報告の手順



※1 委託先で発生した事案については委託先を所管する課が事案を把握し、市政情報室に報告する。

※2 規則第43条第3号の事態（不正の目的をもって行われたおそれがあるもの）においては60日以内